

相続法改正仮案に伴なう女子学生の 家族意識に関する実態調査

松 村 晴 路

Fact Investigation on the Family Consciousness of Woman Students in Connection with the Proposal of Revision of the Law of Succession.

Seiji Matsumura

This what we investigated about the consciousness and thought of modern woman students on home and family. Specially this time the law of succession is mainly under consideration toward revision at the Ministry of Justice. Centering around this point I want to ask about today's home and family from woman students.

一、はしがき

一般的な法の流れは、私法、公法、中間法を問わず、伝統的な法の変遷として、封建社会→近代社会（国家）→現代社会（国家）への対応として、封建法（君主法）→近代法→現代法としての流れを示し、社会構造、人間の意識、文化内容等にも、それへの対応と変化を見せる。勿論、歴史の正しい方向への進展と未来への正しい指向への判断と認識を必要とする事は言うまでもない。

我が国においても、欧米の近代化とは、比較し得ない特有の風土と背景とを有しつつも、明治維新後の諸改革と、次大戦後の諸改革は、近代社会、近代文化成立の要件である所の、人間の自由・平等の保障を基本としての、身分、階級、支配からの解放の中に、大きな社会構造の変化と進展の確立であったし、現代法としての諸法の定立も多い。

殊に、戦後の諸改革は、新らしい思想と文化と共に、近代社会→近代法の確立を示すものであり、人間としての息吹きを感じさせるものがある。

戦後30年の流れは、私見に従えば次の様な変化を示すものと考えている。

即ち、昭和20年代は、軍国主義と旧体制からの解放は、衣食住の不自由の中ではあったが、個人の尊厳・男女平等を基調とする所のいわゆる、「自由とは何か、平等とは、民主主義とは何か」等について考えた10年であった（殊に、法制史上は、改めて研究・整理・分析される年代でもある）。

昭和30年代は、歴史書・哲学書ブームを社会現象として見られたという事は（出版印刷文化の技術的進歩も一面あるにせよ）、戦後10年の年月を経た中での、衣食住の落ちつきの中で（たとえ、不完全でも）、日本人全体の心の中に、「人間とは何か！」についての思索と再確認を求めた10年であり、新らしい日本への思惟も合わせ求められた年代でもあった。

昭和40年代は、人間関係論の時代であったと言える。一方では、技術革新→高度成長→機械文明の

展開の中で、他方における人間関係の葛藤が様々な形で現われて来て、社会形成が、形や物ではなく、人間と人間との間の交流にあって、その交流、ふれ合いの大切さに気付きつつ、人間とは何かを、「人間関係論」として提出されたと言えよう。

昭和50年代においては、戦後30年を経た上での反省とその流れの中から、即ち、個人の尊重の逆説としての自我→利己主義の主張も人間関係の正常さと、その形成が社会生活への基本であるという考え方から、新しい「共同体理論」が提出されていると言えよう。家庭生活でも、地域社会においても、個から公への転換とその協同を求める意識現象が見られる。(註1)

本稿は、戦前から戦後へ、また、戦後30年の社会現象の変化についての、日本人意識の変遷を調べる一つの方法として、現代女子学生が、今日、家庭生活における家族意識の実態を、相続法改正仮案としての、法務省法制審議会民法部会よりの中間報告として出された各項目を基礎として、今日の家族法上における多くの問題点の解決点として、また、今日の若い女子学生の意識の分析として試みたものである。

(註1) 前述の如く、各年代に、それぞれの諸特徴が見られるし、人間の意識も、それに対応して、多くの外的、内的現象が見られるが、その変わるものと、依然として変わらぬものの意識もある。本稿における所の現代女子学生の家族意識、家庭意識についても、社会現象分析への一つの方法である。

各年代の現象の変化に対して、私見は、未来社会への展望をも、以下に簡単に附記しておこう。

昭和60年代は、私見は「国際社会」の年代としてとらえられている。各国が、せまい自己の主張のみの中での対立と主張から、その交流と相互協力への、いわゆる新しい国際社会関係が論じられると考えている。

昭和70年代は、「日本文化」の形成の年代としてとらえている。戦後の30年間での日本民族とその文化は、特に、近代化された人間の中から多くの曲折を経ながら文化の芽(例えは、大学の大衆化もその一つである)を育てて来たものが、「日本文化形成期」として成熟するが、少なくとも一定の価値と方向を見つけ出すと考えられる。

そして、それは、特に、21世紀の時代であり、人類のより高い次元の年代へのスタートとしてとらえる訳であり、また、そうでなければいけないとも考えている。

二、前 提 条 件

1) 学生への提案

学生に対しては、「女子学生の家族意識に関する調査資料」として、次の様に文頭に記して回答に対する依頼をした。

「昨年8月、法務省法制審議会民法部会から、相続法上の問題点と、その審議の経過についての、中間報告が、各大学に示され、今後の資料を求められています。

皆さんは、本年度、家族法を受けて、積極的態度であれ、消極的であれ、何等かの「家族論」「家庭論」を認識している事と思います。勿論、私の講義上の見解に対しても、多くの反論、主張をも有している事ですし、一人一人の環境、条件、性格、人生論をも基礎にしつつ、一人一人が異なっている点もあって当然であります。しかし、若い現代女子学生としての共通の意識は出て来ないだろうか。また、現代家族意識に対する一つの主張があるかも知れないし、それ等が、今後の民法上の親族法、相続法の将来の動向を示す一つの資料ともなり得る訳です。

大学の目的は、結局は、お互いに学び合い、教え合いしつつ、人間形成が究極の目的であり、今、

講義を終えて、皆さん方の意見を求めて、私も勉強して見たいと思います。

それ故に、自己の現在の「家族論」を卒直に記して頂きたい」。

2) 記入方法

①原則は、(注意事項のない限り) 適当な項目に、○印で、回答して下さい。

②質問によっては、○印を「2つ」以上、求める場合があります。「記して」回答の場合もあります。

③何れにも、理由があったり、納得の行く場合も、その中から、最も、今の心情に近い項目「1つ」に○印を願います。

④将来、その様にならない場合でも、今の心情での気持、希望として、記入して頂いても良いと思います。

3) 調査の対象学生の実態

以上の様な、前提条件と記入方法で、アンケート依頼した学生は、①本学教育学部学生であり、専攻は、国語、数学、社会、音楽の各専攻学生であり、②年令は、満20才、成人式を終えた所であり、③調査時期は、昭和51年2月～3月である。④回答者数(即ち、受講者数)の、約190名の学生に無記名で求め、その中から、100名の回答を抽出して、その集計、統計したものであり、それを%で表わした。%による表示の順序は、質問事項としての順序ではなく、%の高い割合から、並べ変えてある。⑤前述の如く、家族法の講義を半年(社会専攻学生は、1年)受講の上の回答である。⑥それ故に、教育学部という所の、主として、小・中学教師を目的とする学生であって、他の一般学部等の学生と異なる点、また、年令的にも、4回生の卒業間近かの学年や、高校卒業すぐの新入生とも異なる。同時に、家族法の受講者を対象としている故に、家族法知識を得ていない学生とか、一般OLの女性とも、回答においては、異なっていると考えられる。

なお、法制審議会の中間報告の内容及び問題点は、半年程度の家族法知識では、理解し難い個所が多く、質問内容は、文章的・内容的に、筆者で修正補足しつつ、全般的には理解し得る範囲内に限定してある(註1)。

質問内容は、大きく二つに分けて、第一は、相続法上の審議内容及び問題点について、であり、第二は、家族法一般についての質問事項であり、両面から、現代女子学生の家族意識を求めて見ようとした訳である。但し、私の講義姿勢からの影響もあるであらうし、一般的の若い女性の家族意識とは、相当の隔たりがあるであらう事は言うまでもない。

本稿各問については、調査結果の数字と共に、法理論的にも、深く分析をする必要があるが本稿の制限頁数の関係もあり、単的にまとめて、問題点等は、他日の機会に譲りたい(註2)

(註1) 法制審議会民法部会身分法小委員会中間報告の内容については、シェリスト、No596、P 83以下参照された。

(註2) 上記の中間報告の内容については、一応の問題点についての分析、見解については、シェリスト、No596、P 15以下。各国の相続人と相続分については、シェリスト、No630、P 101以下。

三、相続法上の審議内容及び問題点についての質問

1. 非嫡出子の相続分について。

- ①親を同じくする子の間に差を設ける合理的理由はない。 47%
 - ②現行制度は、法律婚を尊重しており、国民一般の意識に合致しており、実務上も不都合を感じない。 26%
 - ③非嫡出子が未成年者の時は、嫡出子と同一とし、成年の時は $\frac{1}{2}$ でよい。 22%
 - ④父（被相続人）である時は $\frac{1}{2}$ 。母である時は嫡出子の相続分と同じでよい。 4%
 - ⑤正妻の扶養についても、嫡出子の相続分を多くする事が望ましいし、非嫡出子は遺産の形成に寄与しない。 1%
- 現行法上は、非嫡出子は、嫡出子の相続分の $\frac{1}{2}$ である（民法900条4号）事についての是非についての質問である。

回答者は、何れの立場に立つかによって異なる。その場合、何れが良くて、他方が間違っているという一刀両断的な解決方法が出来ないと言う場合が、家庭生活領域においては見られる。それは、講義の家族法序論においても説明しておく如く、法の有する合理性とか、正義が、財産法や商事法における場合とも異なって、家庭生活領域における所の、非合理性、非選択性、運命的、矛盾的領域であり、「法は、家庭に入るべからず」という諺が、新らしい意味においても、依然として、真理の一面を有している分野である。

以下の各回答においても、同じ事が言える訳であり、回答者側においては、「私が、その立場」であれば、という意識が常に潜在している事である。

上記の質問についても、「私が嫡出子なら同一相続分に反対するし」「私が非嫡出子なら、子は全て平等であり、当然に同一であるべきである」という、主観的発想が生まれて来ても不思議ではない。以上を前提にしても、回答数字は、同一であるべきであるという47%の率を示しており、現代女子学生の純粹性を示していると考えられる。しかし、26%の法律婚尊重主義と、22%の妥協説との合計が48%を示し、婚姻外行為に対する厳しさを示している事にも注目をする必要がある。

私見は、「差を設ける合理的理由はない」（抽著、事例民法概説上、P192以下）し、民法改正の際は、同一に、改正されるであらうし、外国立法例にも多い。なお、法的には、嫡出子と非嫡出子の法的地位の差は、相続分における所の差のみで、他には見当らない。例えば、非嫡出子は、単独親権で、嫡出子は共同親権であるとして、嫡出子の父母が離婚すれば、単独親権となるし、他の扶養、親子等の権利義務関係には差はない。すると、旧法時代の、庶子・私生子の用語の廃止の流れは、現行民法上において、相続分の同一への改正は、嫡出子・非嫡出子の用語の廃止を伴なうべきであり、單に「子」で充分であるという、形式上も実質上は、子の出生の条件如何を問わず、「子は全て、法的には平等である」という保障を得られる。勿論、法律婚尊重主義や正妻、外妻の問題等には、別の問題であり、関連性はない。47%の高い率は、主観的、多面的理由を超えて、現代女子学生の痛烈な批判とも言えよう。

2. 配偶者の代襲相続権について（例えば、夫が死亡して、妻と子がいる。その後、夫の父が死亡した時、妻は姻族だから相続権がないのを、夫の代わりに、夫の相続分を、代襲して相続するという方法はどうかという事です。勿論、妻が先に死亡した時には、夫は妻の里の父母の遺産を、妻の代わりに代襲出来るという事にもなります）。

- ①遺産の維持増加に貢献した妻には、寄与分として考慮すれば良く、現行法でよい。——— 21%
- ②再婚、姻族関係の終了の宣言とか、配偶者の死亡後、一定年数を経た場合等を除いて、認める。——— 21%
- ③認めるか否か、一定の条件を裁判所に権限を与えて、その範囲で認める。——— 18%
- ④夫(or妻)が、その父母より、早く死亡したという偶然のため、子の配偶者間で差が生ずるのは、不公平であり、認めるべきである。——— 11%
- ⑤夫婦間に子のない場合のみ認める。——— 9 %
- ⑥血縁相続の思想が根強いし、現行制度上で、特に不合理を感じない。——— 8 %
- ⑦代襲相続を認めると、生存する妻の自由の事実上拘束となり、必要ない。——— 5 %
- ⑧夫の親の遺産をあてにするということは、家制度への逆戻りと考えられるし、必要ない。——— 4 %
- ⑨期待的利益保護であり、家制度復活でなく、認めるべきである。——— 4 %
- ⑩夫の相続分の $\frac{1}{2}$ の範囲で認める。——— 0 %

妻の地位からの、夫の相続権の代襲性の必要性の是非についての質問であり(その逆も考えられる)，是非は、大体、5分5分に別れている。後述の所で、夫婦の一体性の項等をも合せて、まとめる予定。

3. 養子の相続権

- ①現行法通りでよい。——— 49%
- ②養子は、実方の相続はしないとするほうが良い。——— 37%
- ③未成年者養子は、実方を相続したいとし(養父母の親権下にあるので)，成年養子は出来るとする。——— 10%

養子の相続権の是非については、何とも言えないという迷いがある。現行法上の養子法が、旧法の家制度との妥協の上に成立しているし、その種々な諸制度を近代養子法の成立の中で、批判し、解決の上で、養子の相続権について再考察すべきである。49%という現行法制度肯定の測面には、養子制度への抵抗意識ではなく、例えば、自ら養子を必要とするという現実的な主観的理由も含まれていると解せられる。

4. 兄弟姉妹の相続権について

- ①否定すると、兄弟姉妹の扶養義務との関係もあり、現行のままで良い。——— 54%
- ②他に相続人が、いない場合に限り（国庫に帰属するよりは）相続権を与える。——— 24%
- ③兄弟姉妹の相続権を否定すると、配偶者が、全部取得し、兄弟としては割り切れないし、相続は血統によるという考え方もつよいので、現行法で良い。——— 22%
- ④相続権は、与えないほうが良い。——— 3 %

5. 兄弟姉妹が相続人となるべき場合の、その代襲相続権について。

- ①現行法通りに、代襲を認めてよい（兄弟姉妹が全員死亡していても、国庫に行くよりは良い）。————— 54%
- ②見も知らない甥姪に行ったり、住所不明で探索も容易でなく、兄弟姉妹までとし、その代襲まで認めなくて良い。————— 45%

以上の2項目における兄弟姉妹の相続権は、肯定的回答が高い。その意味は、血統主義からの理由や、民法877条以下の扶養義務の範囲との関連性からも、現行法上（例えば、代襲権における学説の争いがあるにせよ）の内容程度が、今日の日本人論の有する相続観と言える。

私見は、血統主義をも捨てて（後述の相続権の在り方、根拠の項を参照にせられたし）、兄弟姉妹の相続権は、むしろ否定すべきであろう。それに対応して、扶養法も、根本的に公的扶助の拡大を計るべきであり、大家族主義的生活形態は、すでに崩壊して、「夫婦とその子」の生活単位を基礎に、職業選択、居住移転の自由（憲法22条）から、場所的関係も、うすれて、相続権としての根拠はすでに消滅している。

6. 配偶者の相続分について

- ①多くしたい場合は、遺言で可能であり、現行通りでよい。————— 40%
- ②配偶者の相続分を $\frac{1}{2}$ とするがよい。————— 21%
- ③婚姻年数、子の有無、その子の年令、嫡出、非嫡出、先妻の子等の各場合に分けて、きめ細かい規定を設けるべきである。————— 13%
- ④現行法通り、 $\frac{1}{3}$ で良い（配偶者と子との相続の場合）。————— 10%
- ⑤遺産の増加に、特別の寄与をした場合には、寄与分を与えれば良く、現行通りで良い。————— 9%
- ⑥夫の財産（遺産）（逆に妻の遺産）は、全て、妻（or夫）が相続するがよい。————— 5%
- ⑦配偶者の相続分を $\frac{2}{3}$ とするがよい。————— 2%

私は、⑥項にいう、夫→妻の相互相続が、最も現代的と考えられるが、以下の夫婦財産制等の項目の回答を示して後、まとめて見たい。

7. 夫婦財産制について

- ①夫婦財産の実態は、民法762条II項により、「共有と推定される財産」が殆んどであり、国民の意識も、夫の収入及びこれによって得た財産が、夫婦共同の財産であると意識しており、きちんと共有制を採用すべきである。————— 49%
- ②現行法上の別産制は、「夫婦平等」の理念に適用しているようで、実質的には、内助の功の適切な評価がされていないし、妻の実親の扶養が出来ないし、夫の強引な家産の自由処分が阻止出来ないので共有制としたほうがよい。————— 21%
- ③共有にした時の、才三者への表示とか、夫婦の一方が単独で、行なった行為の効力などを考えると、むしろ、別産制にし、婚姻解消時には、妻の保護を計れば良い。————— 13%
- ④共有制にすると、その権利移転の理論構成、別居中の夫婦、婚姻中の分割は、どうするか、むしろ複雑となり、別産制が良い。————— 6%
- ⑤婚姻中に夫婦の一方が取得した財産が、当然に、他方との共有になるのは反対である。————— 3%

- ⑥共有制は、債務の共有ともなるので、妻名義の財産は、別産制のほうが安定する。——— 3 %
 ⑦共有制を採用している国も、少なくないので、日本も共有制を採用すべし。——— 2 %
 ⑧共有制は、我が国の慣習に合致しない。——— 2 %
 ⑨男女平等の、経済的独立は、別産制によって確保される。——— 2 %

8. 現行法上の別産制を維持するとした場合の問題点について。〔註〕質問の全てに、○印か×印をして下さい。(○印の数字→いわゆる賛成の%は、次の如くなつた)。

- ①婚姻解消後、居住家屋について、妻の居住権を保護することはどうか。——— 81 %
 ②配偶者の潜在的共有持分について、婚姻中、妻が、夫名義の財産について、分割or共有の登記を求めた時に、家庭裁判所で、可能にすることはどうか。——— 68 %
 ③夫婦財産契約の締結を、今の婚姻届出前だけでなく、婚姻後も、締結、変更、出来るようにすれば、もっと利用、活用可能と思う。——— 62 %
 ④婚姻中の生活に必要な財産や財産分与に充てる必要財産(離婚)は、別産をとっても、一方の配偶者の単独処分は、他方から取消が出来るようになると良い。
 ⑤夫婦の共有名義の促進のため、配偶者間の贈与は(夫→妻へ、妻→夫へ)、贈与税を廃止するか、少なくとも、控除額を大幅に引き上げることは、どうか。——— 62 %
 ⑥現行の夫婦財産契約制で良い(婚姻の届出までに、法定財産制と異なる契約をしておくこと。しない時は、法定財産制に従う。民法 755 条、756 条、760 条以下)。——— 58 %
 ⑦夫婦の共有財産に、第三者の執行は出来ないとするほうが良い(その代わり、借金は残るが…。
 ⑨項参照の事)。——— 51 %
 ⑧契約財産制の類型を決めておいて、当事者が自由に選択、容易にする方法を規定すると良い。
 —————— 50 %

- ⑨夫婦の共有財産に、第三者の執行は可として(夫or妻の何れの債権者も)、共有の持分は、第三者から、金銭で返還せしめるということにしてはどうか。——— 28 %

[なお、本質問事項には、○印も×印の何れも記入のない数が、①→8名、②→9名、③→3名、④→3名、⑤→11名、⑥→1名、⑦→7名、⑧→3名、⑨→6名あった。上記の人数を差し引いた上での、各項目の%である。難解な質問内容のため、回答しにくかったものと考えられる)。

9. 寄与分について(ここでの寄与は→被相続人の家業である農業や自家営業に従事し、また所得(収入)を被相続人の家計のために出費したりして、その遺産の維持・増加に、財産的に特別の貢献をした相続人の寄与をいう。但し、共有とか、親子契約等の如く、明確な法律関係に基づくものは、それによっての、権利行使は可能であるから、ここでの寄与は、明確な法律関係に基づかないもの→即ち、現行法上、相続人に認めていない所の財産取得を、ここで寄与分として、お尋ねします)。

- ①以上の様な、寄与分を立法化して、労務等を提供した相続人の寄与を評価することは、実質上、公平でもある。——— 65 %
 ②寄与は、評価で困難であり、家族間の寄与は、種々の事情があり、むしろ、相続人平等の原則に

反するので、立法化は要しない。—————35%

以上の各項目、即ち、〔6、配偶者の相続分、7、夫婦財産制、8、夫婦別産制、9、寄与分、〕については、結局、相続の在り方についての考え方、相続権の本質は何か、からの立法化の是非が関連せしめられる。

私見は、相続の根拠を、次の如く記している（拙著、事例民法概説上、P 215 以下）。

〔旧法下における相続制度は、長男の単独相続が原則であり、その本旨と形は、「家督相続」が本質であり、「家」の中心は、祭祀の承継と家名の維持のために行なわれ、それに附隨して、財産も「家産」として相続する事になる。だから、その家産としての財産も、長男自身の純粹な所有の形と言うより、維持者、管理者としての考え方であり、昔から、あと取り、身上（しんじょう）渡し等の言葉で、長男を指し、家の相続を、強行規定して、長男一人で相続する権利と義務があった（旧民法 986 条）。また、隠居制度があって生前相続も認められており（旧民法 964 条）、相続人の順位（第一順位が長男であるが）は、該当する者がいない場合を、順次、記しているが、第五順位として、他人（但し、親族会議の選定を得て）を、裁判所の許可の下に相続人とする。血のつながりのない者が、突然にして、相続人の中に入つて来る理由は、「家の維持」のためであり、家族制度下の特質でもある。〕

新法は、「家」の廃止、家族制度の否定の中に、新しい家族生活共同体を指向した基本には、個人の尊厳、男女の平等と民主主義下の家庭論の中では、当然に、家督相続、長男の単独相続は成立しない。純粹な財産相続になった事は、平等に相続する現代意識の中で肯定され、均分相続（共同相続）に移行した。

相続制度は、古代社会、未開社会においては存在しない。死んだ人個人の特別の身上的なもの、財産的なものがなかったからであり、少々の身につける装飾物や小石、貝、弓矢程度の物は、死しても、次の世界へ（現代で言う所の、極楽の地とか、御仏の下への旅路）行って不滅を信じているから（土葬が原則）、死体と共に埋められて行くから相続はあり得ない。

私有財産が発生して以来、殊に、土地所有（権）の中で定着して、生活を営み出して（農業）から以後において、相続の形が現われて来る。商業、工業社会の身分、階級制度、手工業や商（アキナイ）の方法や技術等の承継、財産の拡大等の中で、血縁を中心とした（例外もあり得るのは、上記の秘伝や技術や家の承継のための、タテの結びつきの中で行なわれて来て、我が国においても、旧法下時代までは、大体の流れは同じである）。

それ故に、相続の本質について、家の相続である。氏の相続である。先祖の祭祀の相続である。財産の相続である。家産の相続である。場合によっては、社会的身分の相続、職業の相続が強く前面に出る場合もある。そして、すべて、一理あるし、それぞれに批判も出て来るが、新法が、家と言う基本形を廃止した事によって、大半は、相続の本質としての理由づけを失った。社会的身分、門地、家柄をバックにしない（否定して）、個人といふ人間を、近代社会は、前面に押し出し、職業選択の自由、住居移転の自由、産業、経済の発達に伴なう所の従来の固定的、閉鎖的地位や職業が大きく変化せざるを得ない。

それでは、何故、近代相続法下における所の、相続があるのか。相続をどうして、一定の者（民法、

887条、889条)が承継する事が出来るのか。

それに対して、第一は、血縁の代償であると言う考え方。そして、血のつながりの近い者程、相続順位を上位にもって行くとする。確かに、血族(親族)という人々のつながりは、理論や物理的、合理性を超えて、人間の自然の心の中に一種の「血は水より濃し」の心情があり、肯定する何かがある。しかし、それでは、配偶者(血縁ではない)の相族権、同親等なら平等、3親等、4親等の関係、更に、血がつながって居れば、何故、相続権が発生するのかと逆の問題提起が出て来る。

第二に、被相続人の財産を作る上での、精神的、物質的援助または努力の原動力になった者に相続権ありとする考え方。妻子のため、親のため、家庭のために働いた所の沈澱物が財産であり、その人の死亡は、妻子等へ財産が還元されるのが相続と言う形になって表われると言う事である。確かに、その様な事例も多いし、そうでありたいと願う場合も、個々的にはある。しかし、一般論としては、困難な場合もある。婚姻して翌日に夫が死亡しても、配偶者相続はあるし(他に相続人がいないと全額)、胎児よりも、何10年も相談相手になって與れた友人のほうが、財産を得た原動力になっている場合も多く、還元するなら(相続人は)、むしろ、友人にあるとも言える。

第三に、縦の協同体に求める考え方である。自己の世代と次の世代との連結を意図して、自己の「再生産」を子に求めて、自己の拡大と連続を、相続権と言う形で表わす考え方である。それ故に、旧法における長男の単独相続の仕方については充分な説明にもなるし、今日でも、子への期待と自己の連結として説明できない事はない。尊属や兄弟姉妹への相続権については、あくまで、第二次の場合の便宜上の政策的なものであって、相続の中心は、次の世代への自己再現として、縦の協同体相続は充分に説明可能である。しかし、家制度の廃止、親と子の間に独立対等の人間関係、職業の無関連性、生活の場の非同一性等の中で、自己の再生を次代に求める考え方には、依然、旧法下の残存とも言えるし、配偶者等、子以外の相続権の説明も不充分である。

第四は、横の協同体相続の考え方である。それは、タテの相続形態に反する反省として、現代の家族生活共同体の中で相続の根拠を求めて行く考え方である。現代社会の家庭論は、旧法下にあった生活保障の責任を家に求めて行くのではなく、個人自身における自己責任の社会であり、夫も、同様に妻も、独立対等の自己責任の場として、形としては、分業態をもっても、それぞれ自活して行く責任と能力を必要とされるし、未成年の子は、成年に達するまで、父母が養育して行く義務があるから、その共同生活の中で、一人の死亡は、他の者の生活保障に影響がある。それ故に、その人の財産は、残された者の生活保障費として(多少は、ともかくとして)受け取っても差し支えないと考えて、それを相続と言う形で承継する。しかし、考えて見ると、第二、第三の場合の子孫への財産の移転と言う場合の古さは無いが、被相続人の財産が、成年の子(例えば、90歳の父の死亡により、60歳の子が相続すると)の相続の場合に、現実の相続財産を生活費とは言えないし、成年の兄弟姉妹への相続も同様であり、また、子の財産を尊属が相続する場合(例えば、30歳の子が死亡して、その人に子供が無くて、60歳の父が相続する場合)も、やはり生活費として受け取ると言う考え方も理解しがたい。

第五に、扶養義務の反射的効力として相続をする権利が出て来ると言う考え方である。家族共同体生活の中での扶け合い義務、扶養義務(民法730条、877条)は、冷たい人間関係や合理的過ぎる社会

生活の中で、血縁集団の中で、お互いが（夫婦間、親と子、成人した兄弟間に扶養義務を認めた代償として）扶養をし合う事を正しいものとして、その代わりに、人の死亡による場合の、その人の財産を相続の形で受け取る根拠とする。

確かに、夫の死亡→妻へ財産の移行等を考えて見ると、夫の財産の獲得には、妻の協力があったかも知れないし、場合によれば、妻の財産が夫の財産の中に隠れている場合もあるうし、お互いが掛け合って来たのであるから(民法 752 条、同居協力扶助の義務)、一方の死とは、他方への財産の移行は認められて良い訳である。確かに、法の持つ人間関係を権利義務関係として規制して行く合理性の中では、例えば、第一の場合の如く、血のつながりがある事自体に、相続権の根拠を置く考え方等と比較して、現代的でもあらう。扶養義務の少ない程、相続順位も下位へ行く事になり、未成年の子の父が死亡した場合でも、将来、生きて老人となつた時には、当然、扶養義務が浮かび上つて来たであらうから、未成年の子でも、潜在的には、扶養義務は有していた訳であつて、やはり、相続人の地位はある。

しかし、扶養の項でも、述べた如く(P 210 以下)、私的扶養は、社会保障の不完全な中での、過程的なものであり、実際上、扶養義務を具体的に行なつた場合なら、ともかくとして、胎児や未成年の子や、兄弟姉妹に(潜在的なものに、法的効果を与えられるか、どうか)，全く無関係な形で、むしろ、逆に扶養されていた者が相続権の根拠にするのは、やはり疑問がある。

第六に、それでは、相続権の根拠は、何に求めるべきかについて、次の様に言えないだらうか。

家庭生活は、「夫婦とその子」の共同体の中に存在し、子は成年に達すると、それぞれ、独立して自立し、また、新しい家庭生活を営んで行くと言うことは、婚姻の項の所で、何回も記した通りである。旧法下の家父長權社会における所の「家」と「戸主權」の下の一権主義家族から、民主的家族論としての、三権主義家族についても記して来た。個人としての尊重、対等の人間価値に基づく所の家族が、一つの家族共同生活を続けて行く場合、旧法下の封建的ワクと規制の中に埋没していた所の、個の解放のため、網の目を、くぐらして、一応バラバラにして、それぞれに人間性回復の意識を持たせ、その上で、近代的家族生活を試みようとしたのが、新法の理想でもあった。そして、それを前提にして「夫婦とその子」の協力扶養の下に、健全な養育の下に、家庭を作り上げて行く共同態、分業態を家庭に求めて來た訳である。

その中では、旧法の「家」を中心とする家の財産、家督権等と異なり、新法における個人の所有財産も明確にして(例えば、夫婦財産制、民法 755 条以下)、夫の財産、妻の財産、そして子の財産として、財産の帰属が明確になった有限家族であり(無限家族とは、個々の生死や移動を超えて、家の継続と相続が続いて行く形態)、各自の責任において、消費も可能であり、獲得も可能である。そして、各自の財産を所有しながら、お互いが、対等の人間として共同して行く訳であり、生活共同責任、扶養、親権等の総合された一定の限定された家族が今日の家族であり、大切にされなければならない。

その場合、その中の一人の死亡(例えば、夫)により、夫の財産が、妻や子へ(次に尊属→夫の兄弟姉妹へ)移行する理由は、家族各自の財産を、共有財産と考えて行くのである。そして、お互いに生存中は、各自名義上の財産についてのみ、処分権(所有権と言っても、別に良い)を有して、自由

に支配できるが、本来は、家族生活共同体全員の共有財産として、生存中は、他の者の共有権は潜在して居て、死亡と同時に、具体的共有権として浮かび上って来る訳であり、それを「家族財産」としてとらえて行く。

その考え方の基礎には、新らしい意味での、即ち、現代社会における共同体理論と言うものを肯定している訳であり、封建社会にも生存した所の共同体とは、まったく異なった所の、一度近代社会のideaの中で、個々に分裂し独立したものが、もう一度将来への社会生活の中での新らしい仲間作りや共同活動の必要性と価値を見つけて行くべきだと言う展望をも含めて、新らしい家庭（家族）共同体の中の財産の所有形態を共有財産としてとらえて行き、一人の死亡の折り、他の者へ、「家族財産（家産）」の共有物として発生し、それを、生存している人々が、分割して所有し、処分権を有し（底には、また、潜在的共有関係が横たわる）、その分割権、所有権を相続権と言う訳である。相続の順位は、現在の家族共同体を、第一順位にし（夫婦とその子）、子供が数人ある場合にも、同世代は、平等とし、年令（早く生まれたか、おそいかで、旧法は長男は特別の地位につく）、性別に差別をつけない。そして、家族共同生活体を、現在も、未来も、過去を含めて、拡大して、即ち、一代以後の生活共同体、一代以前に生活共同体であった者を、次順位として、その当時の共有権を基礎に、相続権を認める訳である。だから、共同生活体を破壊した者は、欠格（民法891条）、廃除（民法892条、893条）の方式で除外する事も可能である]。

以上の如く、相続権の根拠と、その在り方については、各所に、私なりの考え方を示した。そして、それを前提にして、次の如く、展開し、試論しておきたい。

相続が、血縁であれ、家制度的なものであれ、「縦の相続」から→家族共同生活体の生活保障的意味として「横の相続」へと変る。即ち、無限家族から有限家族への意味が、相続の意味化ともなっている。しかし、後者の立場（例、中川善之助、民法大要、P179以下）でも、前述の如く、私なりに疑問点を提出した。

即ち、私見は、「タテ」から→「ヨコ」へ、そして、「テンの相続」が、相続権の本質と考える訳である。この意味は、「配偶者相互相続」「夫→妻」である。例えば、夫の死亡の場合（逆に、妻死亡の場合でもよい）、夫の財産は、全て妻が相続権を有するとし、妻が死亡の時、始めて、子の相続権を認めることとする法律構成が、「テンの相続」である。

その理論構成は、前述の「第六の相続権の根拠」の考え方に基づくものであり、他面、それは、税法上（相続税）からの検討考察をも必要であって、第一には、それを夫婦相互相続と考えても良いし、第二には、むしろ、潜在的共有権が顕在化して、単独所有権（居住権をも含めた所の生活権の一種であって、単なる財産の変動を見るべきものではない）の形としてとらえ行く訳である（但し、細部においては、多くの問題がある。例えば、先妻の死亡または離婚の後、後妻が現在の配偶者の場合は、先妻に子供がいる場合は、子供は、先妻（母）を代襲（権）して、配偶者相続権を取得して、先妻と後妻が共に $\frac{1}{2}$ の配偶者相続権を取得するものとする。何れにしても、テンの相続権を基本に理論展開をして行けば良く。未成年の子は、成年に達するまで、現行法上の、親権、扶養義務、教育等を父母（夫婦）が負担せしめて、成人・独立の子供は、同時に親権からの解放等の関係の如く、相続権も、

父母（夫婦）間の相互相続を経て後、始めて代襲権として相続権を有すると考えて行く方が、今日的家庭論からも正当である）。

以上の立場に立つならば、[6、配偶者の相続分]は、⑥夫の財産は、全て妻が相続するがよい。の立場となり、[2、配偶者の代襲相続権]は、当然であり、[4と5の兄弟姉妹（及びその子→姪と甥）の相続権]は、特別の場合（例、遺言、同居、民法958条3の場合等）を除いて否定すべきとなり、[7と8と9の質問事項]の如く、夫婦財産制は→夫の収入及びこれによって得た財産は、当然に夫婦共同の財産であり、夫の単独の自由処分の出来る財産でもなく、別産制上の問題点も、寄与分に関しても、単なる名義上での形式的財産所有の在り方を決めるのでなく、共働の共同体の「共有財産」を認めるべきであり、夫婦中心の同世代の「テンの所有・共有・相続」の現実の家庭生活の実態と理念の上に展開すべきであらう。（註2）

（註1）拙著、事例民法概説上、P220「生活共同体の共有財産（家族財産→家産）の共有権（持分権）が、相続権の根拠だとしても、一方では、社会保障の充実化、福祉国家の実現を指向する時、家族財産は、まだ自我の範囲内の考え方であり、そこから、「社会財産」として、市町村所有（公有）の財産へ移行しても良いし、「国家財産」として、国有財産へ転化しても良いし、そこからの委託の方法もあらうし、完全な社会保障制度下において、おもしろ、相続自体が否定されるであらう。相続の必要性が無くなるし、また、人間は、出生において、有産家庭に生まれる、無産家庭に生まれると言う、経済的差別の解消に役立つ。

（註2）現代ロシア語（1976年10月号）

P4以下、森本良男氏（読売新聞社外報部次長）は、次の如く述べている。「第一は、農家の周辺の畠は色濃い緑に包まれているが、その外に広がる広大な農地は作物もやせて、黄色っぽく見えること。第二は、その広大な農地で働いている人をほとんど見かけないこと。そして第三は、街道沿いの空地に、さびついたトラクターやコンバインなどの農業機械が沢山放置してあることだった。

ソ連の農民は集団農場に所属しているが、自分の家の周辺の平均20~30アールの土地私有が許され、野菜、果物などを栽培したり、乳牛、豚、鶏を飼育したりしている。その生産物は自家用にするほか、都市のフルホース市場で売ってもよいので、農家にとっては重要な現金収入源となる。なかには、年間1,000ルーブル以上をかせず農家もあるという。そこで、農民は手間を惜しまず私有地の世話をすること、作物の生き方もよく、青々としている。つまり、私有地では非常に集約的な農業が営まれているが、これにくらべると集団農場の農地は、世話が行き届かない粗放農業の域にとどまっているので、作物の成育も悪く、黄色っぽく見えるのだろうと思えた。私的所有権と公有地化との间的の境界を示唆しているとも言えるし、相続権の是非についても、慎重さを必要とすることは言うまでもない。

四、家族法一般についての質問

[この項では、家族意識一般について、おたずねします。気楽にお答え下さい]

前章の学生の回答内容を分析する上で、家族法上の知識と各学生の家族における条件からの反映もある。今日の情報社会と社会生活の複雑化と諸思想の並存する現実の中で、立場によって「正義」の内容が異なって来る中で、現代家族論と現代家庭論を、今日の女子学生が、どう受けとめているか。反面、私の講義姿勢からの影響もあるであらうし、批判もあらう。法を通じての家族意識を眺めて見よう。

1. 法律上、親族は必要ですか。

①必要。

→ 91%

②どちらでも良い。 → 8%

③必要でない。 → 1%

私の見解と反対の結果が出ている（但し、講義では、家庭的に恵まれた印象と、きちんと育った礼儀正しさと品位がある。封建的意味での親族意識ではなく、血のつながった者への親近感的発想と考えられる）。以下、この様な傾向は色々な面で、一つの傾向として見られる。いわゆる、「明るい、健康的親族論」と言えようか。

2. 親族の範囲について。

①4親等でよい。 → 51%

②6親等でよい。 → 27%

③3親等でよい。 → 19%

④2親等でよい。 → 0%

現行法上の6親等よりは、せまい親族観を示す。3親等でも良いという19%は、恐らく、扶養義務の範囲と関連せしめたのであろう。

3. 尊属・卑属について。

①廃止が良い。 → 62%

②現行のままでよい。 → 30%

③むしろ、逆がよい。 → 8%

刑法改正案は、戦後、論争となつた尊属殺人罪の廃止を決めており、女子学生は、62%の賛成を示す。現行のままでよいという30%は、〔1. の項〕で述べた如く、封建的尊属絶対論ではなく、「今まで育ててくれた両親に感謝する」（面接回答より）という意味のものであつて、その理由も肯定出来る。上の世代が卑属で、下の世代が尊属であるという8%の意味は、フランス的ユーモアで解して良い。即ち、講義の中で、封建的尊属肯定論者に対して、皮肉と逆説的発想から、「若し、残すなら、（生きる期間の長い方が、尊属で、短かい方が卑属であり）、（子供の代わりに父の君は死ぬかと強盗に言われたら、これから的人生である所の子の代わりに、私は死ぬであろう）という発想を、フランス的ユーモアで発言したのに対し、学生間では、賛否両論で、物議をかもしたらしいが、心のせまい伝統的日本人論としての反撥もなく、8%でお返しされたものと解釈出来る。

5. 親族観について。

①「血は水よりも濃し」と意識する。 → 94%

②他人と全く同じ意識である。 → 4%

③他人（友人など）より、親族のほうが、憎しみ、不信が強い。 → 2%

以上の、親族とは何か、の質問事項の中から、今日の日本人の有する所の、特有の一定の親族意識が明確化されていると言えよう。

6. 戸籍について。

①現行の「夫婦とその子」でよい。 → 63%

②一人一人に戸籍を作るべきである。 → 27%

③家族全員を同一戸籍へ。 → 10%

7. 氏名について。

①現行通りでよい。 → 78%

②変更は、一生に1回と制限して、認められるほうがよい。 → 19%

③自己の自由意思で変更出来るほうがよい。 → 3 %

8. 夫婦の氏について（註）①と②のうちで、○印を1つ。③と④のうちで○印を1つ。

①夫婦同氏の原則でよい。 → 95%

②夫婦別氏がよい。 → 4 %

③夫婦同氏の原則でよいが、離婚の際には、旧姓に復してもよいし、復さなくてもよいし、自由にするほうがよい。 → 60%

④夫婦同氏で離婚の際には、やはり復氏が当然である。 → 40%

9. 現行の夫婦同氏について、お尋ねします。

①夫婦の氏は、話し合いで決める。 → 80%

②夫の氏に従う。 → 20%

③クジ、ジャンケン等で、公平？に決める。 → 0 %

10. 親子同氏の原則について。

①親と子が、氏を同一にする事は当然である。 → 93%

②親子別氏でもよい。 → 6 %

③氏は、個人の符号であるから、当然に別異であること。 → 0 %

戸籍とは、人の出生により、人間の登録を意味し、戸籍簿に、死亡に至るまでの一生における身分上の権利義務関係を記録して行く法技術制度である。理論的には、一人一戸籍であるべきであるが、回答は「夫婦とその子」を同一戸籍でよいとする63%を示した一種の常識さと温厚を見せてている。

氏名の変更是非も、個人の符号を原則として、自由変更の困難性より、現行法の不变の原則を78%で肯定して点は、フランス革命直後の自由変更を認めよ！と言った意識よりも、その必要性は無に等しい回答を示した反面、1回を限度に変更賛成(例えば、20才の時)が19%を示し、恐らく、氏より、名のほうに変更希望もある事に気付く。

夫婦の氏については、夫婦別氏の原則を主張する私の見解に対して、95%の夫婦同氏の現行法賛成である。夫婦は、「一心同体」であるからという若い女子学生意識は、私の「二心二体説」には、將に冷静であったと言わなければならない。なお、「夫婦同氏の原則でよいが、離婚の際には、旧姓に復してもよいし、復さなくてもよいし、自由にするほうがよい」60%は、昨年11月より、改正実現されて、死亡による婚姻解消の時の復氏の自由と統一がされた事と、職業を有する女性側の不便さの解消に役立つ。

11. 将來の婚姻の形態は、やはり、一夫一婦制（一婦一夫制）が良いと思いますか。

①一夫一婦制 → 98%

②2婚制 → 2 %

③一夫多妻婚 → 0 %

④一妻多夫婚 → 0 %

⑤共同婚 → 0 %

⑥婚姻否認説（自由恋愛制） → 0 %

12. 婚姻生活は。

①夫婦平等の原則 → 95%

②夫優位制 → 4 %

③妻優位制 → 1 %

13. 婚約は、精神的婚姻とも、言えますが、

①精神的ふれ合いである。 → 46%

②その時によって、どちらでもよい。 → 36%

③性的交渉があってもよい。 → 8 %

④当然に伴なう。 → 6 %

⑤すぐに性的交渉があるのは、次元の低い、なげかわしい二人である。 → 3 %

14. 内縁、同棲について。

①否定。 → 54%

②時と場合によってはよい。 → 43%

③肯定。 → 3 %

15. 婚姻年令について。

①自ら決心した時。 → 90%

②晩婚がよい。 → 10%

③早婚がよい。 → 0 %

16. 婚姻年令について、あなたは、何才ぐらいでと思っていますか。

①25才ぐらいまでに。 → 57%

②26~30才ぐらいで。 → 22%

③目下、考えていない。 → 7 %

④話しがあれば、在学中でも、結婚する。 → 6 %

⑤30才ぐらいまでは独身でいたい。 → 4 %

⑥今の所は、独身主義である。 → 4 %

17. 婚姻の相手の年令は。

①一応、年上と思う。 → 70%

②同じ年令、前後が良い。 → 20%

③年上、年下、何れでもよい。 → 10%

④年下が、むしろよい。 → 0 %

18. 4親等（従兄弟）の婚姻は、立法上、禁止すべきであるという説は。

①賛成。 → 51%

②今まで通りにして本人に任かせる。 → 43%

③反対。 → 2%

19. 婚姻前も、婚姻後も、夫の財産 (or子の財産) として、財産契約をしたりして、きちんとしますか。

①婚姻後は、全て、共有財産がよい。 → 49%

②やっぱり、しておく。 → 26%

③財産などは、関心がないし、考えたことない。 → 20%

④水くさいし、しない。 → 4%

20. 婚姻生活費用は、夫婦共同責任という考え方は。

①賛成。 → 91%

②反対 (やはり、夫にある)。 → 9%

③むしろ、妻にある。 → 0%

21. 婚姻後は、今の気持としては。

①当然に、職業を持ちたい。 → 39%

②出来たら、職業を持ちたい。 → 25%

③若いうちは、しばらくは、働きたい。 → 13%

④職業以外の、趣味とか、もっと、ちがったものに、興味や関心を持ちたい。 → 9%

⑤夫に働いて貰って、家庭の仕事に専念したい。 → 7%

⑥目下、不明。 → 7%

⑦家が、苦しくても、出来たら、家に居たい。 → 1%

⑧自己に、能力、特技があるので、家にいるのは、勿体ない。 → 0%

22. 家事労働とは。

①立派な職業の一つである。 → 53%

②職業とは、言えない。 → 44%

③つまらない、職業の一つである。 → 3%

23. 離婚法について。

①現行法通りでよい。 → 47%

②裁判離婚のみにして許可を必要とすること。 → 43%

③離婚禁止とする方がよい。 → 9%

24. 離婚に際しては、子の養育については（養育費は、勿論、父母双方にある）。

①どちらでもよい。 → 64%

②原則として、妻のほうがよい。 → 25%

③夫のほうがよい。 → 10%

25. 婚姻は、二人の「長い、長い（永い）対話である」とするなら、スキだから結婚する、イヤだ

から離婚をするという自由は、何等かの反省、制限は必要か。

- ①子供の反対、賛成を条件とする。 → 40%
- ②今の通りの自由でよい。 → 26%
- ③別居制度、1～3年という制限が良い。 → 18%
- ④やはり、離婚禁止論。 → 14%
- ⑤婚姻後、3年は不可。 → 2%
- ⑥10年間は不可。 → 1%
- ⑦4～5年間は不可。 → 0%

26. 今の若いお母さん方を見て、次の項目の中から、最も適当と思われる点を、「2つ○印」して下さい。

- ①しつけ不足。 → 53%
- ②過保護、大事にしすぎる。 → 27%
- ③私物化している。 → 21%
- ④干渉しすぎる。 → 19%
- ⑤子供の事を、しっかり考えて育てていると一応言える。 → 16%
- ⑥母親のその日の調子でやっている。 → 12%
- ⑦放任主義が多い。 → 12%
- ⑧子供より自分の事を考えている。 → 11%
- ⑨子に甘い。 → 9%
- ⑩熱心である。 → 9%
- ⑪子供に嫌われないようにしている。 → 7%
- ⑫人格を認めている。 → 4%
- ⑬子供を、無視、否定しすぎる。 → 2%
- ⑭子供の友人のようである。 → 2%
- ⑮しっかりした母親。 → 0%

27. 人工授精について。

- ①反対である。 → 52%
- ②その時になって見ないとわからない。 → 32%
- ③認める。 → 8%
- ④関心なし。 → 6%

28. 心臓移植手術について。

- ①確実に成功するなら賛成。 → 41%
- ②わからない。 → 24%
- ③賛成。 → 18%
- ④絶対反対。 → 14%

29. 非嫡出子の地位について。

- ①子には責任ないから、嫡出子と対等（平等）である。 → 66%
- ②正当な婚姻と嫡出は、第一にまもられねばならないから、相続等での区別は、止むを得ない。 → 34%

30. 養子について、次の全ての項目に、正しいと思うものには「○印」。まちがっていると思うものには「○印」をして下さい。例えば、私なら、仕方がなくても、現実上、肯定するなら「○印」となります。

- ①養子制度は古くない。よい。 → 87%
- ②親のいない子のために。 → 82%
- ③婿養子として。 → 81%
- ④子のない夫婦が、子を育てて見たい場合。 → 78%
- ⑤20才以上の成年の養子もよい。 → 64%
- ⑥捨子を養子にする。 → 60%
- ⑦子がないと老後、心配だから養子をとる。 → 54%
- ⑧養子に利益のある場合のみでよい。 → 41%
- ⑨家の財産、家の商売等を継いでもらいたいため。 → 39%
- ⑩遺言養子。 → 28%
- ⑪女の子ばかりのため。 → 25%
- ⑫先祖をまもって貰う。 → 25%
- ⑬家名が、なくなるから。 → 22%
- ⑭養子は、未成年者のみでよい。 → 20%
- ⑮養子は、古い。 → 4%

31. 次の項目の中で、親権の効力に該当するものには、「全て○印」をして下さい。

- ①子を監護教育する権利と義務。 → 75%
- ②子の「お尻をたたいて」しつけした。 → 66%
- ③子のための権利。 → 56%
- ④20才までの親と子の関係。 → 46%
- ⑤子から養育せよという権利。 → 27%
- ⑥懲戒権。 → 24%
- ⑦子の職業許可権。 → 23%
- ⑧子の居所指定権。 → 23%
- ⑨親の恩は、親権の効果である。 → 14%
- ⑩子の支配する権利。 → 1%

32. あなたの父母の老後に対して、子として、扶養義務は、当然と思いますか。

- ①子として、当然である。 → 57%

- ②何等かの形で、面倒見たい。 → 39%
- ③国家が、面倒を見るべきである。 → 3%
- ④出来る場合のみ。 → 3%
- ⑤子に責任はない。 → 0%
- ⑥親自身が考えるべきである。 → 0%

33. 現在の、3親等までの扶養義務の範囲について。

- ①現行でよい。 → 54%
- ②法上、規定しなくてもよい。それぞれの問題である。 → 32%
- ③ひろすぎる。 → 14%
- ④せますぎる。 → 0%

34. 相続について。

- ①今の共同相続でよい。 → 64%
- ②配偶者にもっと多く。 → 22%
- ③父母の家に同居している子が、相続するとよい。 → 11%
- ④男（長男）の単独相続でよい。 → 0%
- ⑤相続は、廃止して、全て国家の財産にするほうがよい。 → 0%

35. 現在の気持として、相続財産の分け前は、何等かの形で請求するか。

- ①請求する。 → 47%
- ②貰わない予定。 → 43%
- ③欲しいが、ガマンする。 → 4%
- ④兄（弟）のため。 → 4%
- ⑤女だから不要。 → 2%

36. 父が、死亡して、財産より債務（借金）が残った。

- ①子として、少しでも弁済する。 → 56%
- ②支払いたくないが、義務を考えると、止むを得ない。 → 29%
- ③子に責任ないから弁済しない。 → 15%

37. 将来、遺言が普及して来ますが、自己の財産は遺言しますか。

- ①目下、未定。 → 57%
- ②する。 → 28%
- ③しない。 → 13%
- ④するが、子にする。 → 6%
- ⑤するが、社会福祉等にする。 → 4%

38. あなたが、結婚の条件として（希望としては）。

- ①夫の家族（or私の）との同居でもよい。 → 37%
- ②どちらでもよい。 → 27%

- ③夫（or私）の家族との生活が、むしろよい。 → 20%
 ④夫と二人だけの家庭がよい。 → 14%

39. 結婚の形（希望として）。

- ①恋愛も、見合も、機会の形が異なるだけで、結局は、本人の意思によるのであるから、どちらでもよい。 → 70%
 ②恋愛結婚。 → 20%
 ③見合結婚の方がよい。 → 7%
 ④意思的には不本意でも、父母、先方の条件、周囲の事情で行く場合も肯定する。 → 3%

40. 将来、老人夫婦になった時。

- ①子や孫に、かこまれて、にぎやかに生活したい。 → 75%
 ②子供達は、別の所で生活し、夫婦二人（夫が死ねば、自分一人）の生活が、当然であり、気楽である。 → 24%
 ③どちらでも。 → 1%

予定の原稿制限枚数を超過するため、簡単に、[11. 婚姻の形態]からの質問事項以下に、感想を記しておこう。

1) 若い女子学生の結婚観は、一夫一婦制の婚姻形態（いわゆる、我が国の婚姻道徳）を肯定し、夫婦（男女）平等の原則を支持しつつ、婚姻生活費は、夫婦共同責任であるとして、夫婦共有財産を支持している。婚約、内縁、同棲には、冷静さと純粹さを求め、婚姻年令は常識化の中で、自己の年令と相手方の年令にも見い出しながらも、「同じ年令前後が良い」→ 20%と年令の持続に少し変化を示す。婚姻後も、職業（出来たらも含めて）を持ちたい・77%の率を示す反面、「家事労働」も立派な職業の一つである。・53%は、講義の影響かも知れない。

離婚論と今の若いお母さん方の「しつけ論」には、厳しい態度を見せるのは、独身の女子学生の目からは、当然であろうし、是非、持ちつづけて欲しいと思う。なお、「離婚の制限」の項で、「子供の反対、賛成を条件」とする・40%は、講義の影響と言える。即ち、戦前までの、我が国の家族制度は、「一権主義家族論」（夫権⇒妻と子の関係）であって、戦後の「民主的家族生活」は「三権分立家族論」であると言う考え方→それは、夫と妻と子の三者に $\frac{1}{3}$ ずつの権利義務or分担が発生してその統合が「家族」の形成にあるという考え方である。離婚は、夫婦のみの合意で成立するのではなくて、子供側からの介入権（賛否）をも、三権分立家族論では必要とするという意味である（但し、細部にわたっては、子供が幼児の時は、養育義務が優先し、離婚制限となるとか、幼児の判断能力不充分故に、6才未満は不可とする等の措置をも配慮する）。また、離婚禁止論→14%も、私の講義の影響かも知れない。

2) 「人工授精」「心臓移植手術」には、講義上は（時間的には、簡単にである。法学部の講義でない）ので、全ての項目に、詳細な講義は行なっていない）、共に反対の理由を述べたが、学生側は「人工授精」は反対・52%と反対を示し、「心臓移植手術」には、賛成→59%とあって、私の考え方には、全て、従うとした所に評価がある。

3) 「養子」の項と「親権」の項は、理解不足が目立ち、講義内容の簡単化の反省と、「養子制度」

について、法上の内容批判等を超えて、明るく、健康的に受け入れているし、ある意味では、現実的に、プラス面として、定着しているようである。我が国の「養子法」は、近代養子法からは、程遠いものであることは言うまでもない。

4) 「扶養義務」「相続」「父の債務」「遺言」の項においては、現代女子学生が、新らしい様で、古い女性の型として登場する。例えば、「父の債務（借金）」を弁済する→85%「相続財産は貰わない」・53%。私的扶養制度への国民全体の意識（公的扶養のみでなく、日本人論は、私的扶養（親族）と企業扶助との三本立扶養論が良いという立場がある）と同じく→96%の高率を示す。

但し、新らしい→古いとか、是非は、ともかくとししに今まで育ててくれた事への感謝」等を謙虚に発言する・その反射として「父母の老後は、何等かの形で面倒見たい」「父の借金は、子として弁済する」という発想へ転換する訳であり、純粹な意味で、一応肯定しておこう。

5) 今後の結婚後の家庭論は、「夫の二人だけの生活」希望は非常に少なく、同居家族（結婚の生活も、老後の生活においても）を肯定している点・前者が84%。後者の老後が→75%と高率を示し、昭和30年代以降の「パパ活論」が消滅している点に、一つの特色が見られる。現在の家庭環境が「家庭内での葛藤・軋轢」がないし、経験をしていない「家庭」の条件を有している点からの反応とも言える。そこには、「絶対的恋愛結婚」でという主張も少ないし「家庭、家族」関係において、全般に、冷静で温和な認識と言えるであろう。

それでは、最後に、気楽にお答え下さい。

41. 将来、どの様な男性と結婚したいですか。（3つに○印して下さい）。

- | | |
|----------------------|------|
| ①仕事に、生きがい、目的をもっている人。 | → 31 |
| ②健康な男性。 | → 30 |
| ③誠実な男性。 | → 20 |
| ④経済的に恵まれている男性。 | → 20 |
| ⑤頼れる男性。 | → 19 |
| ⑥生活力のある男性。 | → 17 |
| ⑦考え方、人生観の合致する男性。 | → 17 |
| ⑧私を一生愛しつづけてくれる男性。 | → 15 |
| ⑨親切で、思いやりのある男性。 | → 14 |
| ⑩教養のある男性。 | → 11 |
| ⑪明朗な男性。 | → 11 |
| ⑫私を引っ張ってくれる男性。 | → 10 |
| ⑬収入が安定している男性。 | → 10 |
| ⑭頼もしい男性。 | → 8 |
| ⑮趣味、考え方の共通な男性。 | → 7 |
| ⑯苦労した男性。 | → 7 |

| | |
|---|----|
| ⑯やさしい男性。 | ・6 |
| ⑰環境、条件が大体同じ男性。 | ・6 |
| ⑲大学卒である事。 | ・5 |
| ⑳将来性のある男性。 | ・4 |
| ㉑友人に見せて、恥かしくない男性。 | ・4 |
| ㉒私を大事にしてくれる男性。 | ・3 |
| ㉓スポーツマン。 | ・3 |
| ㉔シブイ男性。 | ・2 |
| ㉕暴力を振わない男性。 | ・2 |
| ㉖たくましい男性。 | ・1 |
| ㉗職業も考えてから決める。 | ・1 |
| ㉘家柄、親類などに、一応の目安がある男性。 | ・0 |
| ㉙強い男性。 | ・0 |
| ㉚おとなしい男性。 | ・0 |
| ㉛背の高い男性。 | ・0 |
| ㉜活動的で、リーダになれる男性。 | ・0 |
| ㉝ハンサムな男性。 | ・0 |
| ㉞初恋の人。 | ・0 |
| ㉟カッコ良い男性。 | ・0 |
| ㉟スマートな男性。 | ・0 |
| ㉢その他→記入回答としては、各々→1（養子になってくれる人。甲斐性のある人。いつでも、人に対して顔色の変らぬ人。子供の好きな人。裏切らない人。人生論をもっている人。私の両親の面倒を見てくれる人。心の広い男性。私の成長を助けて、自らも高めようとする人。あきのこない人。何か、どこかに、魅力のある人。長く暮らして苦痛を感じない人。安心してついて行ける人。夢をもって、生き生きしている人。男友達を大切にする人。出身県が同じ人。意思の強い人。良い性格の人。私の長短を認めて、受け入れてくれる人。自然の好きな人。私に本当の自分を見てくれる人。私は全ての面ですぐれている人。頭脳明晰な人。尊敬出来る人。信頼出来る人。一生愛することの出来る人。 | ・0 |

42. 私の「マイホーム主義」肯定論について。

| | |
|------|------|
| ①賛成。 | ・82% |
| ②反対。 | ・13% |

43. 私の「教育ママ」肯定論について。

| | |
|------|------|
| ①反対。 | ・53% |
| ②賛成。 | ・44% |

44. 現在、今、あなたは、交き合っている男性はいますか、

①いる。 → 50%

②いない。 → 50%

45. 交き合っている男性は、どの様な関係or内容ですか。(前項の①いると答えた方のみ記入)。

①ボーイフレンド的。 → 20

②ペンフレンド。 → 9

③恋人。 → 8

④同級生。 → 6

⑤婚約者。 → 3

⑥クラブ、研究会等を通じての男性。 → 3

⑦知人。 → 2

⑧その他（お兄さんの） → 2

⑨同棲。 → 0

⑩親族。 → 0

46. 次の「愛の形」のうち、自己の性格、人生観、考え方から、近いものを「3つ」○印して下さい。

①理解・信頼。 → 41

②人間愛。 → 31

③純粋。 → 18

④おだやかな愛。 → 16

⑤友人愛。 → 15

⑥無償性。 → 15

⑦離れたくない愛。 → 14

⑧異性愛。 → 13

⑨自然愛。 → 11

⑩愛されたい（受身）。 → 11

⑪静かな愛。 → 11

⑫愛したい（能動）。 → 10

⑬成長性。 → 9

⑭感動。 → 7

⑮一定の距離をおく愛。 → 7

⑯奉仕。 → 7

⑰一諸になりたい愛（恋愛）。 → 6

⑱忍耐。 → 6

⑲人類愛。 → 4

⑳平和。 → 4

| | |
|-------------|-----|
| ㉑自己贈与の愛。 | → 4 |
| ㉒自分を大切にする愛。 | → 4 |
| ㉓激しい愛。 | → 3 |
| ㉔直線的（感情）愛。 | → 3 |
| ㉕嫉妬。 | → 2 |
| ㉖不安。 | → 2 |
| ㉗教養。 | → 2 |
| ㉘医。 | → 2 |
| ㉙曲線的愛。 | → 2 |
| ㉚犠牲。 | → 2 |
| ㉛勇気。 | → 2 |
| ㉜社会愛。 | → 2 |
| ㉝隣人愛。 | → 1 |
| ㉞正義。 | → 1 |
| ㉟冒険。 | → 1 |
| ㉞美。 | → 1 |
| ㉟仕事愛。 | → 0 |
| ㉞不自由性。 | → 0 |
| ㉟生と死。 | → 0 |
| ㉟自己獲得の愛。 | → 0 |
| ㉟神（仏）の愛。 | → 0 |

以上の各項目は、私のほうが、教しあえて貰うという意味での質問事項であり、その統計と整理にとどめておこう。

人間の生も愛であり、死もまた愛であり、生と死の間を、人生（一生）と言うならば、人生も、また、「愛の確認」の過程（旅）である。人間の本質は、愛であるとする私なりの人生観は、「法の本質」も、また愛であり、人間と法との結びつきを「愛の形」で結びつけて見ようとする「法」の究極的目的を、以上の項目で、問題提起を試みた訳である。

本学女子学生が、一定の高い学力を有しながらも、傲慢にならず、その素直さと、品位（これは、前述の如く、家庭環境の良さからである）を持ちながら、眞面目に、回答してくれた事に感謝したいし、問題回答の折りに、現代家庭論に、しばらくでも想いを馳せてくれたとするならば、結果の是非よりも、提出した理由と意義があるかも知れない。

最後に、本稿は、〔47〕項目として、次の文面を記して終った。

「家庭は、さまざまであり、乳幼児から、老人（○○の人まで）と、いろいろな人間が、昔の家庭、今の家庭を通じて、家庭は誕生し、年月を重ね、また崩壊し、生きものの如く、育ち、健康に、病める状態に、平和に、安らぎや、親密さや、味や、倫理や不文律の協力の中に、一つの摂理が見い出さ

れると思います」。

「①今日の問題点としては、1) ねぐらともいえない家、2) 欠損家庭、3) 愛情、信頼、連帯のない家庭、4) ジメジメした暗い家庭、5) 緊張、軋轢のたえない家庭、6) 精神貧困の家庭、7) けじめのない家庭、8) ユーモアのない、成熟度の低い家庭、等の如く、人間生活の基礎の場に多くの今日的現象が見られます。(註1)

②それは、「人間関係における教育」(人間関係論)の形成への不充分さと、我が国独特の精神構造の未分化から来ていると思います。「否定の論理」から、「肯定の論理」の中に、人間関係と共同生活への基本姿勢の転換を必要とします。

③そして、最後に、「家庭生活の在り方」の求めて行くものは、一人一人が孤立化し、己が好き勝手にする、バラバラの生活体でなく、「共同体」として参加し、「文化」の形成であります。各々の家庭に「家庭文化」を形成して行く所の、そのメンバーとして、それが「家族」の一員としての資格と言えます」。

47. 私の家庭文化形成論について。

①一応、納得出来る。 → 57%

②賛成。 → 40%

③家庭論の本質は、別にある。 → 1%

以上で、本稿を描く事にする。各項目の内容については、もっと深い分析を必要とするが、頁数の関係もあり、本稿は、統計と記録にとどめた。相続法上の問題点において、若い、現代女子学生の意識が、一つでも参考になれば幸いである。

(註1) 清水兼男・森田宗一共編、家族関係、P 10 以下。

(註) なお、本稿のテーマ名の「相続法改正案…」とは、正確には、「法制審議会民法部分身分法小委員会の中間報告」であり、その問題点を、各大学等へ提出の形で提出されたものであり、それ等を、審議、討論、研究の上で、改正仮案化へ行く所の「内容と問題点」である。故に、まだ、正確には、改正仮案化はしていないので、念のため附記しておく。